

総合区素案に関する住民説明会

《東住吉区》

■日 時：平成29年12月9日(土) 19:00～21:01

■場 所：東住吉区民ホール

(司会)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

東住吉区長の上田でございます。

(上田東住吉区長)

皆さん、こんばんは。

(司会)

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局長の手向でございます。

(手向副首都推進局長)

こんばんは。よろしくお願いいたします。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の福岡でございます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

よろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして上田区長よりご挨拶を申し上げます。

(上田東住吉区長)

皆様、こんばんは。東住吉区長、上田でございます。

平素は、市政、区政の推進にご理解、ご協力賜り、まことにありがとうございます。

また、本日は、総合区素案住民説明会ということで、土曜日の夜で非常に出不にくい時間帯にご出席賜り、本当にありがとうございます。

この総合区素案につきましては、今後の大阪市あるいは区役所が将来的にどうなってい

くかということで、非常に重要な内容が含まれておりますので、区民の皆様への行政サービスに直結する内容というのが非常に含まれてございます。

本日は、この総合区素案をまとめてくれました副首都推進局から、区民の皆様への素案の内容についてご説明を、ただいまからさせていただきます。内容につきまして、質問、疑問な点がございましたら遠慮なく後程質問していただければと思いますので、時間までどうぞよろしく申し上げます。きょうはありがとうございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局長の手向より、説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

この説明会を担当しております副首都推進局長の手向でございます。

きょうは、土曜日のお忙しい中、説明会の開催にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

私から、説明に当たりまして、この会の趣旨についてまず簡単に説明させていただきたいと思っております。

今、大阪府と大阪市では、きょうの総合区制度もありますように、大都市制度の改革ということに取り組んでおります。ちょうど昨年度も、8月の末から半年間かけて、その時には吉村市長と松井知事も出席しまして、大都市制度に関する意見募集・説明会ということで、市民の皆様から直接二つの制度についてご意見いただきたいということで、24区を順に回らせていただきました。その場で吉村市長から、なぜこういう大都市制度改革に取り組んでるかということについて、資料あるいはスライド等を使いながら説明させていただいたところでございます。

きょうはそのうち総合区制度ということですが、まず、制度改革に取り組んでる背景などにつきましても、後程説明の資料の冒頭でございますので、そこでお話をお聞き取りいただきたいとは思いますが、簡単に言いますと、大きく言って、まず1点目が、経済的な大阪のシェアというのが全国の中で落ちてきていて、ちょっと低落傾向に一つあるというのがございます。それから、2点目としましては、これから人口減少、超高齢化社会というのが日本全体で到来する訳ですけども、都市圏でいいますと、3大都市圏の中で東京、愛知、大阪の中で大阪が一番早く人口減少に直面するというので、これは行政にも非常に大きな影響を及ぼす状況となってる場合がございます。それから、権限を地方にということで地方分権改革という言葉がかなり前から出てる訳でございますが、こういったことについても道半ばの状況ということで、例えば道州制の話であったり、国の省庁の権限をさらに地方に持ってくるという話についてもなかなか遅々として進まない状況であると、こういう状況でございます。

こういう中でこの大阪を再生して成長させるというような取り組み、これが必要だというのが、今、吉村市長、松井知事が考えてるところでございます。大阪を成長させることで、税収の確保であったり、あるいは雇用機会の確保ということを通じまして、市民の皆様へのサービスの充実、こういうものにつなげていきたいと考えてるところでございます。そのためにということで、東京一極集中というのを是正して、日本における東西二極の一

極として、東の東京と並んでこの大阪を西日本の拠点として副首都・大阪というのを実現していこうということについて、今、大阪市と大阪府が力を合わせて取り組んでいるところでございます。

その際、この大都市制度というのがどういう形のものがいいのかと、行政組織がどのような制度がよいのかということになりますが、今の大都市制度の、大阪は政令指定都市制度ですけれども、制度的に二つ課題があると言われております。一つは住民自治というものをさらに拡充していかなければならないということ、もう一点は二重行政と言われてるものを解消して効率的・効果的な仕組みにしていく必要があるということでございます。こういう課題を解消していくための方策として、今の国の現行制度、現行法のもとで取り組める仕組みとして二つございまして、一つが大阪市という枠組みを維持したまま取り組むこういう総合区制度、住民自治を拡充していくという仕組みが中心になりますが、総合区制度がございまして、もう一点は大阪市を廃止して独立した自治体を複数つくっていくという特別区制度、この二つがある訳でございます。

この二つの制度を、私ども、今、制度準備、制度化を進めてる訳でございますが、きょうは、このうち総合区制度について、行政として素案という形で取りまとめたものを、市民の皆様こういう機会を設けていただいて、直接説明してご理解の方をいただけるように取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。まだ素案という段階で、大阪市会の中でもまだ議論が並行して進んでる途上でございますので、内容については修正されたり追加されたりする部分がまだ出てくる部分もあるかと思っておりますので、その点はきょうの説明資料から変わる余地があるということで、ご理解いただければというふうに思っております。

また、特別区制度の方は、今現在、大阪府と大阪市会、それぞれの議会で議決されて設置された大都市制度協議会という場があります、そこで特別区の制度素案が今、提出されて議論が進められてるところでございます。きょうは特別区の制度はしませんので、あくまでも総合区素案の説明ということになります。

最終的には、総合区制度と特別区制度、いずれかの制度を住民の皆様が選択できるように取り組んでいきたいというのが市長の考えでもございますので、そういう中で今、取り組みを進めてるというふうにご理解いただければと思っております。

きょうのこの説明会の場合は、総合区制度とかあるいは特別区制度、どちらが有利かと、あるいはどちらが優劣つけれるのかといったことがメインになる話ではございませんし、素案あるいは制度と関係のないご質問、ご意見というのは、こういった場ではお控えいただければというふうに考えております。

それでは、説明の方は、初めてこういう制度の内容を聞かれる方もおられると思いますので、できるだけ分かりやすいように丁寧に説明してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明させていただきます。

まず、受付でお配りいたしましたお手元の「総合区素案に関する住民説明会資料」、こちらの資料に沿いまして事務局よりご説明をいたします。

その後、皆様より説明内容に対するご質問をお受けいたします。

なお、お手元にアンケート用紙を配布させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

副首都推進局制度企画担当部長の福岡より説明申し上げます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の福岡でございます。

私から、お手元のパンフレット、「総合区素案に関する住民説明会資料」に沿ってご説明いたします。恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。

表紙の下に資料の位置づけなどを記載しています。

本資料は、大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について、行政として取りまとめた総合区素案をもとに、本説明会の資料として作成したものです。この資料で説明する総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえ必要に応じて追加・修正されます。

また現在、総合区とは別に特別区についても制度設計等の議論、検討が進められているところですが、最終的に総合区・特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう両方の案を取りまとめていくこととしています。

それでは、1ページから2ページの見開き、「総合区設置後のイメージ」をごらんください。

まず、総合区設置で変わることを大まかなイメージを説明いたします。見開き左側には現在の大阪市のイメージを、右側には総合区設置後の大阪市のイメージを示しています。

左側、現在の大阪市長のもとに局と24の区役所があることをお示ししています。局は、大阪市全体を見通した施策、例えば丸印の保健医療、福祉、教育などの部門ごとに担う組織です。私ども副首都推進局もその一つです。現在は、例えば保健医療施策は健康局が担い、社会福祉は福祉局が担うなど、20以上の局が中之島の本庁などに設置されています。これに対し区役所は、地域ごとの仕事を担うため現在の24行政区ごとに設置され、住民の皆さんの身近なところで市民協働、窓口サービスなどを担っています。このように、左側で24区役所となっていたところが、右側のページ、総合区が設置された後では、中程、八つの総合区役所と24の地域自治区事務所に変わっています。

今から説明する総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組みは変更せず、市長のもとに現在の行政区に変えて八つの総合区を設置します。さらに、一つの総合区ごとに2から四つずつ、合計24の地域自治区事務所を設置します。

では、総合区の設置によって主になにが変わるのかについて、1ページ左上の局から2ページの8総合区役所に向けた矢印をごらんください。「住民の皆さんに身近なサービスを局から8つの総合区へ仕事を移します」と記載しています。矢印の先の8総合区役所の下丸印、例えば二つ目の保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に移す仕事になります。これらは現在は大阪市全体の施策を担う局で行っていますが、総合区設置後はより身近な総合区役所において総合区長の判断により行われることとなります。これが総合区設置の大きなポイントとなります。つまり、総合区長の判断で行う仕事が多

くなり、それに伴い予算も増え、その仕事を行う職員も増やす必要があります。現在局で持っている予算や職員を総合区に移すこととなりますが、それについては後程詳しく説明いたします。

局からの仕事に加えて、左側の今の24区役所が担っている仕事は、もともと住民の皆さんに身近なものが多いため、1ページ一番下の右向きの矢印、「住民の皆さんへの直接サービスは24の地域自治区事務所において引き続き実施します」とありますように、右側の総合区の24地域自治区事務所の下丸印のところ、住民票写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは現在の24区単位のままで行うこととなります。

その右の枠に地域の実情に応じた施策の実現と記載していますが、総合区では、住民の皆さんの多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための体制の整備を行うとともに、施策を実行するために市長に意見を具申する仕組みも構築してまいります。

まとめますと、総合区の設置によって、住民の皆さんの身近なサービスについては、今より身近な地域において判断することとなります。それぞれの地域の実情を反映できるよう、総合区長に権限を移して、総合区において判断し実行していく、そして、そのために必要な組織や予算の仕組みなども整えるということをお示ししています。

その一方で、総合区設置後の一番上のところ、総合区設置後の市長と書いた横の括弧をごらんください。これまで説明した通り、住民の皆さんに身近な仕事についてはその権限を総合区長に移しますが、大阪市という枠組みは残るので、予算編成や条例提案などの仕事は今までどおり市長が市全体の視点から行います。

以上、この見開きでは、総合区の大まかなイメージと、設置により何が変わるのかを申し上げます。詳しくは、この後、それぞれの項目ごとにもう一度説明いたします。

それでは、3ページをお開きください。

目次に示します通り、本日は総合区素案の内容1から12の項目と各総合区の概要について説明いたします。

なお、一番下の枠囲みに記載のように、この資料で示すコスト、組織、予算等の数値は、今後の精査により変動する可能性があります。また、総合区役所の位置、名称については、今後、議会での議論を踏まえ取りまとめる予定としています。

続いて、4ページ、「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」をごらんください。

大阪市では、現在、大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取組みを進めています。それが総合区制度の検討とどう関連するのかについて、このページと次の5ページで考え方を説明しています。

一番上の「大都市・大阪が抱える課題」をごらんください。東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いており、人口減少、超高齢化もいち早く到来する見込みであること、大阪府・大阪市において一本化した成長戦略、これは産業振興や人材育成などにより経済成長をめざす府・市共通の長期的な方針のことですが、この成長戦略により経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるには至っていないこと、さらには、中央集権型システムから分権型の仕組みへの転換をする必要がありますが、地方分権への改革は道半ばであることなどを示しています。

こうした課題の克服に向け、ページの真ん中ですが、「日本における副首都の必要性と大阪のポテンシャル」、ポテンシャルとは潜在的な力のことですが、東京一極集中の是正

は日本全体の課題であり、日本の成長・国土の強靱化・地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること。東京の次に都市機能が集まる大阪は、世界の都市間競争を戦い得る競争力と豊かな個性を持つ大都市として、副首都をめざした取り組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざしてまいります。

そして、矢印の下ですが、東西二極の一極となる“副首都・大阪”の確立に向けて、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、東京を頂点とする国土構造・社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たします。これらの実現のためには、一番下に記載しておりますが、都市機能の充実とそれを支える制度が必要であるということを示しています。

では、具体的に何を進めていくのかについて、次の5ページ、副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革をお開きください。

ここに示していますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要ではないか、そこで、現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区についてそれぞれ制度案を作成することとしています。

ここで広域機能と基礎自治機能という言葉について簡単に補足します。一般的な都道府県と市町村の関係でいいますと、広域機能というのは、成長戦略をはじめ交通網など都市機能の整備を担うといった都道府県の役割を指し、基礎自治機能というのは、住民の皆さんに身近なサービスを提供するなど市町村としての役割分担を指します。ただし、大阪府は政令指定都市ですので、市としての基礎自治機能とあわせて広域機能の一部も担っています。

そこで、ページ真ん中の「現在の制度（行政区）」の広域機能の欄に記載の通り、副首都推進本部会議において大阪府と大阪府が広域機能について協議・調整を行っています。

こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、一番下の表に示している二つの制度、指定都市制度における総合区制度と特別区制度の検討を進めています。

表のうち基礎自治機能について、下の表の左側、指定都市制度における総合区制度は、政令指定都市である大阪府が存続し、市長、市会のもとで行政を展開します。その中で、総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方で、予算編成や条例提案など市全体に関することは市長が引き続きマネジメント、組織を管理していきます。

表の右側の特別区制度では、大阪府を廃止し、新たに基礎自治体として設置される特別区において、選挙で選ばれた特別区長や区議会のもとで行政を展開し、区長は予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントします。

広域機能については、総合区制度の場合は、先程の現在の制度のところでも申し上げたように、指定都市都道府県調整会議において協議・調整し、方針を決定すること、特別区制度においては、大阪府に一元化し、知事が方針決定すること示しています。

以上が、大阪における大都市制度改革、総合区・特別区制度の違いの説明です。

では、続いて6ページをごらんください。

大阪市における総合区制度をより具体的に説明いたします。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げています。

その下の左、「住民自治の拡充」の欄ですが、住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど、総合区長の権限を拡充します。また、後程詳しく説明しますが、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して総合区長が意見を述べられる予算意見具申などの権限を最大限発揮できる仕組み、さらには、総合区政会議、地域協議会の設置など、住民の皆さんの意見を反映するための仕組みを構築してまいります。

次に、右側の「二重行政の解消」の枠のところですが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、市長は市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府・市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

続いて、その下にある総合区の仕事、区数について説明いたします。中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計しています。

なぜバランスを考慮するのかについては、その右下の「総合区の区数」のところをごらんください。行政サービスを効果的・効率的に提供するには、一定まとまった規模の人口が必要となります。その下には体制整備に必要なコストを抑制しますと記載しています。掘り下げて言いますと、総合区に移す仕事が多くなる程職員も総合区に移す必要があります。その際、現在、本庁の局1カ所で担っている仕事を総合区の数に応じて分散させるので、仮に24区に分散する場合には、今の1カ所で行っていることを24カ所で行うことになり、単純に24倍にはならないものの、相当な数の職員を増やす必要があります。このため、総合区に仕事を移すと同時に、それを多大なコストをかけずに効果的・効率的に実施するためには、総合区の規模、区の数を考える必要があるということを示しています。

なお、左側の総合区の仕事の欄に一般市が行う仕事をベースとありますが、ここでいう一般市の事務というのは、例えば松原市や門真市などが行う事務に近いものを総合区が担うということの意味しています。

こういった考え方に基づいて、その下の段に記載のように、住民の皆さんに身近な行政サービスが提供できる体制を総合区に整備し、あわせて現行の職員数の範囲内でコストを抑制するという観点から8区への合区、将来推計人口30万人程度ということを示しています。

なお、8区へ合区する際には、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することとしています。

6ページ、総合区の設置によりめざすもの、総合区の仕事と区の数説明は以上です。

続いて、7ページをお開きください。

「4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称」について説明いたします。

区割りにつきましては、ページ上段に記載の通り、①から⑤の五つの具体的な視点に基づき策定しました。①各総合区における将来人口、平成47年で約30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内とすることをはじめ、②地域コミュニティを考慮し、過去の合

区・分区の歴史的経緯を踏まえること、③住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所など既存の事業所をできる限り活用すること、⑤防災上の視点についても考慮すること、以上の五つの視点に基づいて策定しています。

その下の地図では区割りと総合区役所の位置を示しています。

この資料で示す区名、第一区から第八区というのは仮称であり、北に位置する区から順に番号をつけています。

本日伺っております東住吉区につきましては平野区と合区する区割りとなっており、仮の名称として第八区としています。

続いて、8ページをごらんください。

総合区役所の位置選定については現在の区役所庁舎から選ぶこととしています。具体的には、白抜きの文字のところ、考慮すべき条件、評価項目のところをごらんください。住民の皆さんからの近接性、これは端的に申しますと人口バランスの重心から庁舎までの距離のことです。交通の利便性、これは現区役所間の移動にかかる所要時間です。地域における中心性、これは現在の区間での移動人数を見ています。以上の3点をそれぞれ点数化し、この点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎面積が新体制で必要となる面積を満たすかどうかの充足状況や、近隣の市有施設の状況などを勘案して総合区庁舎を選定しています。

その結果については、ページ中程の選定庁舎の表に示すように、第一区の淀川区役所をはじめ第八区まで記載の通りであり、東住吉区が含まれます第八区は現在の平野区役所を総合区役所の庁舎とする予定としています。

ただし、表の下、欄外に記載の通り、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴い変更する可能性があります。

なお、繰り返しの説明になりますが、住民の皆さんの利便性を維持するため、現在の24区単位に地域自治区事務所を設置し、窓口サービス等の事務は継続して実施します。

続いて、その下、区の名称について説明します。区の名称は、方位・地勢等を考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本とし、総合区設置決定後、設置する日までの間に、住民の皆さんのご意見等を踏まえて条例で定めてまいります。

なお、今回の総合区の区割りは合区を伴うことから、現在の区名から区の名前が変わる区もあります。これにより住居表示が変更される可能性があります。その際は住民の皆さんへの影響を最小限とするよう関係機関と調整を図ってまいります。

以上が、総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についての説明です。

次に、9ページ、10ページ、「5 局と総合区・地域自治区の主な仕事」について説明いたします。

9ページの上段に、局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事として、現在の大阪市の仕事は中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した住民の皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。なお、予算編成や条例提案等は今までどおり市長が市全体の視点から行います。

これらの内容について示したのが下の図です。図の左側には、現在の大阪市における局

と区役所の仕事の役割分担を記載しています。現在の大阪市の仕事は、白抜きの文字で示している中之島本庁舎など局で実施する仕事と、その下の白抜き、24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。

これに対して図の右側には、白抜きの文字で、総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けています。さらに、総合区の仕事については、8総合区役所で実施する事務と、現在の24区単位で設置される地域自治区事務所で行う仕事に分けて示しています。

もう一度、図の左上をごらんください。局が実施する仕事について、二つの四角囲みのうち上の囲みには、市全体の観点で実施する主な仕事として、条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しています。これらの局の仕事については、矢印の先、図の右側の、総合区設置後も引き続き市役所の本庁舎など局が実施することとしています。

また左側に戻り、上から二つ目の囲みには、現在局が実施している市立保育所の運営などの仕事を例示していますが、総合区設置後にはこれらの仕事は八つの総合区へ移します。矢印の先、図の右側、8総合区で実施する仕事の、局から移管された仕事の枠囲みの中に示しています。

もう一度、図の左側に戻り、下段の24行政区をごらんください。現在、行政区で実施している仕事については、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスとして、児童手当の申請受理・支給決定、国民健康保険等の諸手続等の窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整・支援として、地域防犯対策や地域振興、地域活動支援などの市民協働関係の仕事があります。現在のこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆さんへの直接のサービスや地域防犯、地域活動支援等の市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り、24地域自治区でこれまでどおり実施することとしています。また、一段上の児童手当の現況届の送付・受理といった仕事については、総合区としての政策・企画の仕事や局から移管された仕事とあわせて8総合区で実施することとしています。

続いて、10ページをごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果について説明いたします。

こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめています。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により総合区の予算や人員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供してまいります。

その下の表をごらんください。縦の欄には四つの分野、横の欄には総合区の仕事（主なもの）と期待される効果を示しています。

例えば、こども・子育て支援については、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施している児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることにより、表の右側の「期待される効果」の欄に示しますように、待機児童の解消に向けて、総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかと示しています。

なお、表の中の総合区の仕事の欄において、白抜きの点線囲みにある保育所の入所決定、保育料の徴収等については、現在既に区役所で実施している仕事であり、総合区でも引き

続き実施することとしています。

次に、福祉については、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の「期待される効果」に示すように、例えば老人福祉センターの運営においては、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

さらに、その下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木の剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になるのではないかと示しています。

次に、一番下の住民生活においては、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、例えば指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

局と総合区、地域自治区における主な仕事と期待される効果の説明は以上です。

では、11ページをお開きください。

このページ以降は、「6 期待される効果」として、局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかを、これまでの説明と重なるところもありますが、イメージ図を用いてさらに具体的に示しています。ページの上段には現在の状況を、下段には総合区設置後のイメージを示しています。

イメージ①は保育所の設置・認可について示しています。現在、保育所の設置・認可につきましては、図の真ん中の囲み、保育所の数など①整備計画を策定し、保育所の開設場所など地域の決定のための②地域調整を行い、③事業者の決定の後、開園となります。

この流れの中で、現在、区役所では②地域調整を担っていますが、総合区設置後は、下の図をごらんください、点線の枠内の通り、①の整備計画の策定や③の事業者の決定など市役所で実施していたものも含め、一貫して総合区役所で判断、実施できるようになります。これにより、総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの開設時期や定員などの条件について募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の特性や実情を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかと示しています。

なお、中央の矢印の右下に括弧書きで記載しておりますが、予算の編成や条例の提案など市全体の観点で実施する仕事については市長の権限として残ることになります。

次に、12ページをごらんください。

イメージ②では道路・公園の維持管理について示しています。現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所ですが、これら工営所や公園事務所を所管しているのは局であるため、区役所で相談や要望を受け付けた場合でも、別の組織である局との連絡、意見調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、幹線道路や大規模公園を除く住民の皆さんに身近な生活道路や小規模な公園について、局が実施している維持管理の仕事を工営所や

公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対して総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情を踏まえながら、きめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかといた効果を示しています。

続いて、13ページをお開きください。

イメージ③では放置自転車対策について示しています。現在、例えば放置自転車をもつと撤去してほしいといった住民の皆さんからの要望に対して実際に対応するのは工営所ですが、工営所の所管は局であるため、区役所で要望を受け付けても別の組織である局との連絡、意見調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合区に移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対して、総合区長のマネジメントのもとで総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、例えば放置自転車を撤去する回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断し、これまで以上によりきめ細かく対応できるのではないかといた効果を示しています。

次の14ページをごらんください。

イメージ④ではスポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営について示しています。現在、住民の皆さんからの、例えば体育館の利用時間を長くしてほしいなどの要望に対しては、担当局において全市的な観点で24区の体育館などの施設を一まとめにした上で、対応方針や方法についての優先順位を決定し、対応しています。

総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設に関する相談の受け付けから実際の対応までの仕事を総合区が担うこととしています。これにより、総合区長のマネジメントのもと、これまで以上により地域や利用者のニーズに応じたサービスを提供できるのではないかといた効果を示しています。

次に15ページをお開きください。

イメージ⑤では住民の皆さんに身近な施策の充実について示しています。現在、老人福祉センターの講座メニューを充実してほしい、施設の利用時間を延長してほしいといった住民の皆さんに身近なサービスの充実についての要望などを区役所がお聞きしても、区役所はみずからの判断で決定できないため、区役所が関係局へ要望、調整し、その事業を担当する局が事業の内容を決定しています。また、区役所では事業を実施するための予算や職員体制に限りがあることで、事業の内容によっては皆さんのご要望に十分に対応できていない場合もあります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ必要なサービスを総合的に調整・検討し、総合区長が判断することができるようになります。これにより、総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかといた効果を示しています。

以上、15ページまで、総合区設置に伴い、主な分野ごとに期待される具体的な効果について説明いたしました。

次に、16ページをごらんください。

「7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」について説明します。

今回の総合区素案では現在の24区を8区へ合区するとしていますが、一方で、住民の皆さんの間には、育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではないかなど、合区に対する不安感があることを踏まえて、その対応について記載しています。

具体的には、総合区域内の施策等にご意見をいただき、区政運営に反映させるため、総合区政会議を設置します。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置します。

中段の左、総合区政会議に係る枠をごらんください。総合区政会議は、区域内の施策及び事業について、立案段階より住民の皆さんが意見を述べ、総合区長が区政に反映することを目的に、現在の区政会議の総合区版として条例により設置します。さらに、その下、地域協議会についてですが、地域自治区の事務などについて市長、総合区長などから諮問を受け、あるいはみずから建議することにより意見を述べることができ、市長、総合区長はこれに対して必要に応じて適切な措置をとることとされています。右側には、これら総合区政会議と地域協議会のイメージをお示ししています。

以上が、総合区政会議、地域協議会についての説明です。

次に、17ページをお開きください。

総合区の組織体制について説明します。

上段に示すように、組織体制においては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築と、総合区長の組織マネジメント力の強化を実現するために、主に三つの体制整備を行ってまいります。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置します。これは、総合区長はこれまでの区長と違い副市長と同じ特別職となることから、副区長を局長級とすることで、より強力な権限で総合区長を直接サポートできるようにするという趣旨です。

二つ目は、総合区の政策・企画機能の強化のため、部長級による部制を導入します。先程も説明いたしましたように、総合区では、こども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野で、より大きな権限に基づいてよりきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに提供することになります。そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という組織を設置し、各部長のもとそれぞれの分野における政策・企画機能を強化することで、総合区に期待される役割を実現していくものです。

三つ目は、総合区の組織として地域自治区事務所の体制を整備します。これは、これまでと同様の窓口サービスや地域に密着した業務を維持していくために、今の24区役所の単位で地域自治区事務所の体制を整備するという趣旨です。

ページの下段では、こうした体制整備を踏まえた総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージを示しています。総合区役所は八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置します。また、地域自治区事務所についても、現在の24区役所庁舎を活用して設置することとしており、すなわち、24の地域自治区のうち八つの地域自治区事務所は、現在の区役所庁舎に設置する総合区役所の中に置くこととしています。

総合区役所と地域自治区事務所の役割ですが、八つの総合区役所では総合区全体の施策

を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割を担います。そのための組織として、イメージで示しますように、総合区長のもと局長級の副区長を設置し、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置しています。一方、地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することや、地域コミュニティを維持し、住民の皆さんの多様な意見を市政・区政に反映する役割を担います。そのための組織体制として、地域自治区事務所には、地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでイメージであり、総合区設置後は、総合区長の権限によって総合区内の具体的な組織のあり方や職員配置を決定できる旨を記載しています。

では、続いて18ページをごらんください。

上段に職員の配置イメージを記載しています。局から仕事を総合区に移すのに伴い、総合区へ職員も移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移るのかを大枠のイメージとして示したものです。

一番左側の「現在（平成28年度）」と記載された棒グラフに示すように、平成28年度時点で市全体では1万6,400人、そのうち局が1万1,600人、24区役所合計で4,800人という職員構成が、その隣の総合区設置後の棒グラフでは局が9,400人、8総合区役所が合計7,000人という構成に変化しています。つまり、局から総合区におよそ2,200人の職員が移ることになります。

その右の表では局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織、事務の内容、移管人員をまとめています。現在、局の所管である工営所、公園事務所、保育所は、事業所ごと総合区へ移管されます。これらの事業所を除くと、事務の移管に伴い230人の職員が局から総合区へ移管されることとなります。このように、大阪市トータルの職員数を増やすことなく、概ね今の職員数の範囲内で組織体制が整備できる見込みとなっています。

ページ中程から下の（参考）については、表の上段、①総合区役所には、総合区役所とその中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を各部門ごとに整理し、主な事務内容とともに記載しています。例えば総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、その右の総合区政会議や総合区の政策・企画、地域まちづくり等の事務を担い、1区当たり平均で74人の職員配置を予定しています。また、表の下段、②地域自治区事務所には、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務内容を同じように示しています。

以上、17ページから18ページにわたり、総合区の組織体制について説明いたしました。

続いて、19ページをお開きください。

「9 総合区の予算の仕組み」について説明いたします。

地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメント、これは公金を管理するという意味ですが、そのマネジメントを発揮する仕組みとしてまいります。総合区長の自律性の強化の観点からは、①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と、②予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、③総合区予算を見える化するにより、拡大する

総合区予算についての説明責任を果たすこととしています。少し言い方を変えますと、局から仕事が区に移ってくるため、それにあわせて予算を拡大し、拡大された予算についてはしっかり責任持って区長が管理していくということです。

より具体的に説明します。まず、「①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実」ですが、先に20ページの上のイメージ図の方をごらんください、総合区長が直接マネジメントできる財源がどのように充実されるのかをあらわしたもので、平成28年度当初予算の金額で試算しています。左側の現在の24区では、区長が関与できる予算として、直接マネジメントできる区予算、濃いグレーのところですが、約82億円に加えて、各局で予算計上し、区長がCM、シティマネージャーとして間接的に関与できる区CM予算が約159億円あります。

これに対し、右側の総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増え、また、局から区に予算を配り、総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算についても約58億円を見込んでいます。

なお、このイメージ図において、右と左とでそれぞれの金額を合計しても同額にはなりません、これは大阪市全体の予算の中で区に関する部分のみを切り取って記載していることによります。大阪市全体の予算の中で、区に関する予算が占める割合が総合区設置後は増えるということを示しています。

恐れ入りますが、もう一度19ページに戻っていただき、中程の上から三つ目の枠、①のところをごらんください。先程ごらんいただいたように、総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることで、これまで以上に総合区長の判断で選択と集中による事業の再構築が可能になると考えています。また、インセンティブ制度、これは、現在、区が土地売却や広告収入など独自の努力によって獲得した財源は区の支出に使える制度を設けていますが、総合区においても同じようにインセンティブ制度を活用して確保した歳入は区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと施策分野の枠を超えた事業を展開することにより、地域の実情や住民の皆さんのニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスの実現が期待されます。

次の20ページ中程の「②総合区長の予算意見具申権の充実」のところをごらんください。現状では、法制度上、全ての行政区長が予算編成の際に直接意見を言える仕組みになっていないのに対し、総合区制度では法律上定められた仕組みとして予算意見具申権があります。これは、市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民の皆さんにより近いところで住民ニーズをより把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものであり、総合区長が市長、副市長と意見交換する仕組みを整えてまいります。また、各局が所管する仕事のうちで住民の皆さんに密接にかかわるものは意見具申の対象とします。具体的な仕組みとしては、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに市長・副市長と幅広く意見を交換する場、仮称サマーレビュー、直訳しますと夏の評価、すなわち夏場に事業を検証するというサマーレビューを設定することをはじめ、戦略会議など方針策定の場へも総合区長が直接参加するようにしてまいります。さらに、予算編成段階においても直接説明する場を設定してまいります。

下段の「③予算の「見える化」をさらに充実」では、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ね、予算の一

層の見える化を推進していくことを示しています。こうした取り組みを通じ、地域の皆さんの理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につなげていきたいと考えています。

ここまで、19から20ページでは、総合区における予算の仕組みについて説明いたしました。もう一度まとめますと、局から仕事が区に移ることに伴って予算も総合区にしっかり整えていくということです。

21ページをお開きください。

総合区の財産管理について説明します。

財産の管理権限については、住民の皆さんに身近な財産の管理権限を総合区長に移管します。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は市長に残ることとなります。

総合区長が管理する主な施設の表をごらんください。現在の財産に係る管理権限については、表の左端に縦書きで、「局長が管理」、「現区長」、という区分の記載がありますように、表の点線から上の部分は局長、下の部分は現在の区長が管理する施設を例示しています。ごらんいただいております通り、現在、区内の多くの施設は各局長が管理していますが、総合区設置後は、表の右側に矢印で総合区長が管理と記載しているように、濃いグレーの網かけで示している施設は総合区長が管理することとなります。子ども、福祉をはじめ各分野において住民の皆さんに身近な施設は総合区長が管理することとなります。表の下をごらんください。矢印に効果と示していますが、住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することにより、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や、迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能となるのではないかと考えています。

その下には、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく際の施設管理のイメージを参考事例として記載しています。

以上が、総合区の財産管理についての説明です。

次に、「11 総合区設置に伴うコスト」、費用について説明いたします。

コストについては、本素案作成時点の前提条件に基づき、総合区設置に伴い一時的な経費として発生するイニシャルコストが約62.7億円、設置後に増加する経常的な経費であるランニングコストが毎年0.9億円、9,000万円と試算しています。

具体的には、各総合区庁舎における執務室の改修経費や、事務の移管に伴い発生する市が保有する各種システムの改修経費、そのほか区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などをコストとして想定しています。

以上が、コストについての説明です。

続いて、22ページをごらんください。

「12 総合区設置の日」についての説明です。

総合区の設置の日については、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ事務の執行体制の構築が整った後であることを前提として検討し、矢印の下、総合区設置決定から約2年後を目途といたします。

以上が、総合区設置の日についての考え方です。

その下の表は、参考資料として、大阪市と人口100万人以上の政令指定都市の1区当たりの人口等の比較、大阪市内の各行政区の人口と面積を表としてお示ししたものです。後程ご確認いただければと存じます。

次の23ページからは、8総合区ごとの人口・面積、市民利用施設といった概要や産業などの特徴をそれぞれ示しています。

本日お伺いしております東住吉区については30ページをごらんください。

平野区と合区した後の第八区の概要としてまとめています。

例えば、平成27年人口は32万2,932人であり、平成47年の将来推計人口は30万1,304人と見込んでいます。

第八区の特徴としては右側の欄にまとめています。年少人口の割合が比較的高い子育て世代が多いエリアである一方、高齢化の割合が高いなど、幅広い世代が住む住宅エリア。JRおおさか東線の全線開業により、新大阪駅へのアクセス改善などの交通利便性の向上が見込まれること。日本有数の大規模な陸上競技場・植物園・自然史博物館などを有する長居公園が立地。サッカーの拠点の形成が計画されていること。大阪を代表する商店街である駒川商店街や平野の環濠集落など、歴史・文化の香る町並みが残るなどの特徴を記載しています。

以上が、第八区の概要の事例としての説明でございます。

長くなりましたが説明は以上です。ご清聴、ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。

それでは、質問応答に入ります前に、ご留意いただきたい事項が4点ございますのでお聞きください。

一つ目は、ご質問等に関しては、総合区素案に関する説明に対するご質問をお願いいたします。総合区制度や素案と関係のないものや政治的な主張等といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらが判断した場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますのでご容赦願います。

二つ目は、ご質問がございましたらその場で手を挙げていただき、私の方で指名させていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。

三つ目は、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思っておりますので、質問は発言機会1回につき一つで、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

最後に四つ目として、司会者の指名を受けてない方のご発言、あるいはやじや拍手など、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、これよりお時間の許す限り皆様からのご質問をお受けしたいと思います。

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

じゃ、最初に挙げた真ん中の列の後ろから、もう一度手を挙げてもらえますか、今の方。

はい、そちらの手を挙げてる方。

(市民)

簡単に質問させていただきます。

まず、今の東住吉区が平野区に分区されたのが1974年、40年ちょっとたってる訳ですけども、この解説の中の7ページにもありますように、分区の、どういいますか、ここに書かれてるんでは、歴史的な経緯を踏まえるというふうになってる訳ですけども、どのような経緯を踏まえられてるんかということ、それを1点お聞かせ願いたいと。

それから、橋下さんが市長になった時に、シティ・マネージャー制度ということで、区長権限を強化すると、区長は局長と同格だというような話をお聞きしたんですけども、その総括といえますか、それがどうだったんかということについては、今回、全然記載されていないように思うんですけども、その辺についてご説明をいただきたいというふうに思います。

私は今のままで総合区にすれば事済むんじゃないかというふうに思っておりますので、殊さら六十数億円も使って、初期投資、総合区をつくる必要はないんじゃないかということをお願いしたいと思います。

以上です。

(司会)

ご質問ありがとうございます。

(手向副首都推進局長)

まず1点目ですが、分区の経緯を踏まえるというのは、今回、総合区導入に当たって30万人規模で8区をつくるという方針をつくった上で、その際に、では24区をどこどこを組み合わせると新しい総合区とするかということを考える時に、過去に同じ区であったところというのはやっぱりそれなりに組み合わせる対象として考慮すべきという意味で、過去の分区の経緯を考慮するというふうに書いております。ここでいいましたら、仰る通り、過去、平野と東住吉は分かれたという経緯がありますので、今回、組み合わせを考えるに当たり、そういうことも踏まえて二つをくっつけているということになります。

それから、区長の権限を橋下市長が誕生した時に役職を格上げして、かつ公募という形もとりまして、どちらかといいましたらその区域に関する業務は局長より上位に位置づけるということで、区域内に関することは中之島の各局長を指揮できるような位置づけにしたというのは、その通りでございます。

ただ、それは、当時橋下市長も申しておりましたけども、今の24区制度のもとでできるだけ身近なところに権限をおろしていく手法として、区長の権限を強化する手法としてやった方法でございますが、今、冒頭でも申し上げました住民自治をさらに強化していくという観点では、24区制度のもとでとれる権限を中之島から区長のところに持っていけるということについては今やれてるのがもう限界ということで、さらにこれを進めていくには今の仕組みを変えていかなければならないということで、住民自治の点でいいましたら総合区制度、あるいは全くこれとは別ですけども特別区制度というようなことが、二つ検討

の対象になってるというところでございます。

以上です。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

じゃ、同じく真ん中の2列目の、ちょっと手を挙げておいてください。

(市民)

ただいまは総合区素案に関する説明をいただきまして、本当にありがとうございます。

今回で14区目になるかと思えますけれども、どこの区でも参加者が少なく低調であったようですが、市民にとりましても内容を理解する一助になるものと期待をしております。

その上で、東住吉区の地域活動協議会並びに地域振興会の一員としてご質問をさせていただきます。

今般、大変な労力と費用をかけて、昨年、総合区・特別区の説明会で使用されたB案をもとにこの説明会資料を作成されたものと推察いたします。既に開催された他の多くの区での説明会で共通した質問が多く寄せられたように思います。その点では、この資料の内容が不十分であったのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。この説明会の資料の表紙の枠内に、総合区・特別区、いずれの制度を選択するのか住民の皆さんにご判断いただけるように記載されています。吉村市長の身勝手な強い意向である特別区を設置するための住民投票が実施されることを前提に、この文面を作成されたのではないですか。既に否決されたことを再び俎上にのせ、何十億という無駄金を使って住民投票を行うより、懸案である東住吉区民センター建設を実施していただくことの方が、区民にとって一番の施策と考えます。

また、総合区に移行する判断は市議会の場ではないのですか。ここでいろいろ質問、意見を述べたところで、決めるのは市議会ではないのでしょうか。我々の意見が反映される機会はあるのでしょうか。市民の関心が薄いのは当然だと思います。今後どのような手続を経て機構改革がなされていくのか、日付の入った工程表をお示しいただきたい。図を用いて説明していただければありがたかったですけれども。

また、今意見を述べても無駄かもしれませんが、総合区についてあえてお伺いいたします。地域のコミュニティが希薄にならないよういろいろ討議されて考えられた結果、コスト面を踏まえて8区に合区する案が最適だということをお示しいただきました。昨年の説明会で多く寄せられた市民の意見は無視し、合区を前提とした議論しかなされていないではありませんか。我々は、地域のコミュニティが希薄になると思われる合区には賛同しかねます。現状のままの24行政区制度、24区のままの総合区への移行、そしてその時示されました5区、8区、11区への合区の時など、弁明を兼ねてそれぞれのメリットとデメリットを費用面も含めてお聞かせいただきたい。

昨年おつくりになりました説明会の資料では、B案の職員数……

(司会)

すみません、少し簡潔でお願いできますでしょうか。

(市民)

はい、もう終わります。

職員数1万3,800人と記載されておりましたが、5区案では100人程度の減少、8区案では100人くらいの増加となっています。24区ではどれぐらいの増員となるのでしょうか。

また、今回の資料では職員数が1万6,400人となっていますが、4年間に2,600人も増えたのでしょうか。なかなか口頭では分かりにくいので、比較検討できる一覧表にしていたらありがたいかと思うます。

以上、質問させていただきます。

(手向副首都推進局長)

少し多岐にわたった質問をいただきましたので、きちっと全てに対して答えられるかというところがございますので、とりあえず、まず一番最初に、なぜ特別区と総合区二つの案から住民に選択されるようなことを書いてるのかといった基本部分のところから申し上げさせていただきます。

特別区の前回の案というのは確かに住民投票で否決されて廃案となったのはその通りですが、経過から申し上げますと、その後、市長選あるいは知事選、ダブル選の時に、再度特別区案をつくりたいということを訴えて知事、市長が出馬されて、現に当選されたということで、まずは特別区案に取りかかろうという考えが示されたところです。

ただ、知事、市長が特別区をつくらうと言ったからといってできることではなしに、ちょっと冒頭申し上げましたように、今現在は、府議会、大阪市会で議会の議決を受けた場で大都市制度協議会というのがありますけども、そこで特別区制度の案を検討してる段階でございます。そこで案が成立しましたら、それぞれ府議会、大阪市会の議決を経て、さらに住民投票に向かうという手続的なところは当然こなしていかないと、最終的にたどり着かないというのはもうご存じの通りだろうとは思いますが、ただ、市長、知事の方針として、特別区についてチャレンジしたいという方針を立てておりますので、一方の特別区制度もつくると。

ただ、もう一方で、選挙、あるいはその後の議会との状況の中で、大都市制度改革というのは、特別区制度に限らず、大阪市を残したままの総合区制度でも十分住民自治の拡充を図っていきけるんじゃないかと、あるいは二重行政の解消の部分についても、協議・調整を行っていくことで目的が達成できるのではないかという声があったので、では、総合区案、こちらもつくった上で、どちらの制度がこれからの大阪を担うにふさわしいのか判断を最終的に市民の皆様にしていただこうという方針のもとで、今、進んでるところでございます。

仰られたように、確かに総合区については最終は住民投票じゃなしに議会の条例で成立するというのはその通りですが、今申しましたように、この大阪の制度を変える上では特別区か総合区、なぜ今の制度ではいけないのかというのは、これは冒頭、制度改革の必要性の背景というところでも述べたのでもうあえて同じことは言いませんけども、現行の24区制度のもとでは、これ以上の大阪の成長、あるいは住民自治の拡充のための取り組みというのは一定限度があるので、そういう二つの制度をめざして、どちらを最終的に選

んでいくのか取り組んでいく必要があるというところで、今、進めてるところでございます。

これが冒頭一つありましたのと、あと、人員はちょっと……。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

去年の概案でお示ししていた職員数が平成24年時点で1万3,800人だった、今回お示してるのが28年で1万6,400人と、その差2,600人ということです。前回の1万3,800人については保育所を含んでいない数になります。今回は保育所の職員数を含んだ数、ほかにちょっと細かい要素はあるんですけども、大きくは保育所を含んでいる数ということになります。

(手向副首都推進局長)

すみません、ちょっと飛び飛びになって申し訳ございません。

工程表もしっかり示すべきじゃないかというお話もいただいております。この大都市制度改革しようとするれば当然議会の議決も要りますし、先程言いました特別区の話であれば大都市制度協議会でそもそも案が作成されなければならないということで、市長あるいは知事の方針としては、来年秋に判断いただけるように進めていきたいという考え方はございますが、実際その通りできるかどうかというのは、審議が、議会との関係、あるいは協議会との関係の中で、きちっと手順をこなして進んでいく必要がありますので、今の段階でこういう日程で進みますということを、行政として私ども、こういう場で説明することはできませんので、あくまでも知事、市長の考え方として、来年秋にご判断いただけるように取り組みたいという考え方があった上で、今、私ども進めてるということでございます。

(司会)

すみません。ちょっと司会からのお願いでございますが、できるだけ多くの方のご質問にお答えさせていただきたいので、ご発言機会1回につき一つで簡潔にさせていただきますよう、ご協力の方お願いいたします。

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、こちら左のブロックの3列目の方。そのまま手を挙げておいてください。すみません。

(市民)

ありがとうございます。

これを見て一番気になるのは、今の説明でどうやったら、この副首都の必要性と、大阪のポテンシャルが上がって副首都・大阪の確立になり、ほかの大都市に先行するトップランナーになるのかというのが、全く分からない説明だったなというふうに思いました。

いろいろ保育所のことに関しても、こういうふうに自分たちで自治で決められるようになるからすぐ保育所ができるような形の説明というか、イラストが載ってるんですけども、もちろん大阪市もそういうふうに考えていろいろやってくれていたとは思いますが、

結局は予算の問題なのかなというふうに思うんですね。もちろん保育所だけじゃなく、高齢者施設であるとかいろんなことに、大阪市、問題抱えてますよね。それも、そういう問題点、そういうことで総合区にするみたいなのを書いてらっしゃいますけれども、地方自治になったからといっても予算が急に増える訳ではないですし、そういうような何か明るい兆しがこの説明会にあるのかなと思って見てもそういうことはないですし、自分たちで決めれるからといっても、反対に、市が今まで責任を持っていたものが総合区になって地方への責任転嫁になるんじゃないかなというふうにすごく危惧しています。何か問題が起こった時にそういう行政に言うと、ここの窓口ではありません、ここに電話してください、ここの窓口では、ここに電話してくださいというふうにたらい回しにされる今昨今の中で、こういう総合区になって全てが地方自治のせいとされるということになると、本当にこれをやった意味というのが余計に、本当に国とか市とかの責任がより薄くなるんじゃないかなというふうに危惧します。

(司会)

ありがとうございます。

(手向副首都推進局長)

まず、1点目の副首都とどう関係してるのか分からないということですが、説明資料の4ページにもありましたように、副首都の目的というのは、やっぱり一つは、日本全体のこともありますけど、大阪自身を成長させていくと。大阪を成長させるというのは、じゃ具体的に何が要るんやということになりましたら、やはり都市機能というのを強化していかないと。その都市機能というのは、一つは例えば高速道路ネットワーク、あるいは鉄道ネットワークであり、あるいは産業を支えるための支援組織であり、大学などもそうですけども、そういったより大阪の活力を高めるための都市基盤というのを、これから財源も限られてくる中で、いかに有効に活用して都市機能強化につなげていくかと。それをしようとするば、お金を使う組織である大阪市と大阪府が一つはいかに協力してできるようになるか、もう一つは、そもそも広域機能を一元化しちゃって一元化の中で最適な投資判断を行っていくということで、これが行政機構とかかわってくるということです。だから、副首都・大阪の実現というのは、あくまでも大阪を成長させて、成長させることによって、結果、成長すれば税収の確保にもつながり、それが結果的に市民生活の利益につながるということで取り組んでるものがございます。

もう一つ、保育所の話なども、地域のことはできるだけ地域で決定する仕組みということで住民自治の拡充ということをや一つテーマに挙げて、それを実現するのに総合区制度が一手法としてあるということできようは説明させていただいた訳ですけども、当然、大阪全域全体の中でも子どもの状況あるいは待機児童の状況等も異なっておりますので、やはり地域に一番近いところで権限を持った人、今度でいいましたら総合区長というのが特別職という形になりますので、かなり権限を受けることのできるような立場になる人ですので、権限と責任を持って市民の声を聞きながら取り組みを進めるようにすると、そのことが大切だろうというふうに考えて、こういう仕組みを提案してる訳です。それは、総合区制度であれ今後出てくる特別区制度であれ基本同じで、大阪市、270万人がお住まいにな

られておりますが、やはりいろいろ地域によって状況も異なりますので、そこで、区民さん、そのエリアの人の声を聞いて責任を持って権限を与えられた人が取り組めるようにしていくと、こういう仕組みをめざしてるところです。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方。

では、真ん中の列の後ろから5列目の、今、手を挙げておられる、はい、そちらの方。その後ろの、はい。

(市民)

すみません。先程からいろいろ意見が出ておりますけれども、こういう大都市の制度をいじくり回していることこそ大阪市の成長を今、阻んでる、こういうふうに理解をいたしております。

その上で質問をさせていただきます。内容についてですね。内容について、地域自治区ということが出てくる訳であります。これの中身についてほとんど説明がない。私の理解では、この地域自治区というのは地方自治法で決められた制度で、どちらかという、住民の方々に対して市長等が区の委員を任命して、こういうことについて聞きたい、諮問をして、それに対して答える組織が地域自治区である、こういうふうに理解をいたしておる訳ですが、何か、この表、例えば17ページですね、実は私は第1回の説明会の時に出て、きょうは2回目であります、その時に、この17ページの表の地域自治区の位置づけとか、これについて質問をしたんですが、市長が回答されたんですけど、全然分からなかった。なぜかという、これでいくとあたかも地域自治区が、地域自治区の責任者は区長かなんか知りませんが、いや、名称ですよ、何という名称にするか知りませんが、その責任者がここにある総務・地域活動支援部門等々三つの事務を組織上責任を持って統括しておると、こういうようなイメージを与えておる訳なんです。どうもその地域自治区というものとこういう役所の仕事とはちょっと別じゃないか、こういう理解をしておるんです。これがどうしても分からない。この表ですね。その時も質問しましたが、もう一度すみませんが、地域自治区はどういうことをするんだと、例えばイメージとして今お考えの、例えばどういうことをこの地域自治区に諮問したい、聞きたいというようなイメージがあれば教えていただきたいと思っております。

ちょっとついでで悪いんですが、区長に非常に仕事をたくさん移す訳ですけど、いろいろ言いたいんですけど一つだけ。放置自転車対策というのがあります、放置自転車対策で撤去がスムーズにいきますと、こうなってます。撤去した自転車はどこへ持っていくんですか。今までであれば南港とか特定のとこだと思うんですね。区でやるメリット、何もありませんよ。こういう、道路もそうだと思いますが、区でやるメリットがないようなものをいっぱい区に持ってってニア・イズ・ベターなんてとんでもないというふうに私は理解しておりますので、この点について説明をよろしくお願ひしたい。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

まず、地域自治区について、概要が分からない、分かりにくいのではないかとご指

摘でございますが、ちょっとかた苦しくて申し訳ないんですけども、地方自治法において、市長・村長の権限に属する事務を分掌させる、分担させるということと、地域の皆さんの意見を反映させてこれを処理していくということを条例で定めて設置できるという、二つの側面がございます。要するに、事務を市長・村長の権限に属する部分を分けて事務所として行っていく部分と、住民の皆さんの意見を反映するための地域協議会を設置して意見を聞いていくという、二つの大きな柱があるとお考えいただければと思います。

地域協議会において、じゃどんなことを意見を述べることができるんだということなんですが、これも法律上、地域自治区の事務所が所掌する事務、要するに分担する事務について、それに関する事項について意見を述べるができるであったり、市全体で地域自治区の区域内に関する事務に関して意見を言うことが、述べるができます。そのほか、事務の処理に当たって地域の自治区の住民の皆さんとの連携強化に関する事項、こういったことに関して意見を述べるができるというふうにされています。

ただ、いずれにしましても、実際に地域自治区、地域協議会を置いた段階でどういったことをお諮りするの、意見を聞いていくのかについては、大阪市で総合区ができる際にしっかりそこは条例で、こういったことについて意見を聞いていきますというふうに定めていくこととしています。

最後、放置自転車の保管場所ということですが、恐れ入ります、総合区の場合は大阪市という政令市の枠は残りますので、そこは建設局という局も従前どおり残りますので、総合区になった途端によその総合区の自転車は一切預からないといったことにはならないと考えています。今ある大阪市トータルで、そこは、自転車の保管場所はどのようにするのかということを、また検討していくことになると思っています。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

それでしたら、右のブロックの前から3番目の、はい、今手をおろされた方。

(市民)

きょう、総合区案、素案という形で発表され、説明を受けた訳ですけども、これから議会等を通じてあると、そういう話でした。そしたら、いわゆる特別区ですね、これ、いうたら橋下さんが説明してからですね、素案というたらおかしいんですけど、大阪市としての行政の一つの考え方ですよ、それを一つも説明もしやんと、近いうちにと言われ、今、法定協議会ですか、そこに説明して、ほんで1カ月、それからもうすぐ、え、住民投票。これでね、反対に、説明、今集まってんの200から300、あの橋下さんの時でも500人ぐらいですわ。それでね、こんなどこに一体、説明というたらおかしいですけど、住民に住民投票に値する説明をしてるのかどうか、どない今、認識を持っておられるのか聞きたいと、まずはそれなんですけどね。まず、私、それなんですけども、はっきり言っていわゆるその自治制度、今いろんな形で説明してますけど、地方自治の観点、また地方分権化推進法、ここの趣旨ですね、どういう形で今後市町村にいうたら権限強化、財源と権限強化をしていくと、もう一方はいうたら府県と国の出先機関の統合、それを固めていうたらいわゆる道州制というものが検討されてるといようなことだと私は理解してるんですけど

ね。そうなった場合、ほんだらいわゆる大阪都、ほんで、道州制というたらおかしいんで関西州ですか、それとの関係は一体どうなんのか。今、説明してもらわんでも結構ですわ。一体、そういうことを含めて全然説明なし。うん。反対に自分の主張ばかりですやん。

(司会)

そろそろまとめていただけませんか、すみません、

(市民)

だから、今後含めてどんな形で説明されようとしてるのか、その辺についてお伺いしたい。

(手向副首都推進局長)

まず、きょうの総合区素案というのは、これは行政の方で案をつくって、それが今、素案という状況ですけども、それを最終議会で議決がされれば成立するということになるんですが、まだ今はその途中の、行政として案をつくって、こういうふうに市民の皆様の理解が少しでも進むようにということで説明会やっておりますし、また、広報の方も並行してこれからもまだやっていこうという段階です。

一方、特別区の方は、先程も言いましたけども、よくご存じのように法定協議会、大都市制度協議会、大都市制度協議会自身がその案をつくることになっております。その案をつくるための議論がまだ今進んでる段階ですので、当然、市民の皆様に、これが案ですと、行政的な案としてまとまってるという段階ではまだありません。

説明会につきましても、500人と仰られたんは前回住民投票の直前の説明会のことを仰られてると思いますけども、当然今はそういう段階でもございませぬし、説明会をどうしていくかということもまだ固まってる状況でもありません。

ただ、どういう検討をしてるかということにつきましては、当然、市民の皆様によりよく知っていただく必要があるということで、私どもも行政的な広報という意味では、例えば特別区の方でしたら協議会だよりみたいなのを年明けから発行していくというようなことは予定しております。それは予算もありますので、予定しております。総合区の方は、総合区についての説明資料というのを、今、広報で新聞折り込みなんかしたりもしてるんですけども、そういうのと同レベルではやっていくこととしております。

それ以降のそういう説明会とか具体的な日程の話というのは、先程も質問ありましたけども、審議状況等もかかわってきますので、少しこれからの話ということになってまいります。

(司会)

それでは、次の方。

じゃ、真ん中の列の和服の方ですかね、4列目の。はい、その方。

(市民)

素案説明、ありがとうございます。わしらが今、やいやい言うたところで皆さん方は

よう答えんと思う。それで、これをやるやらんは別問題として、わしの言いたいのは、私の言いたいのは、私たち、地域振興あるいは地域活動協議会の一員ですけれども、自治住民、皆さん方の非常にために一生懸命やって地域住民が幸せになるようなこと、こういうようなことで方針はやっておられますけれども、その手だてとして、今までは地域振興の私たちの手を通して回覧板やいろんなもん配っておる、これはこれからも続ける気ですか。わしら、もうおらんねやったらおらんでやめさせてもうたらええ訳や。ほな、あなた方はその仕事を皆さんに委嘱せんとあかん訳です、一般の人を雇うてね。だから、そういうところもどういふふうになるんかなと。全然別かも分からんけど、地域のために頑張るために頑張りますとあなたが一生懸命やると言うねやったら、私たちを利用しておるといふことも言いたい訳や。いう意味分かりますか。回覧板やらポスター張れ、何々やれ、あるいは選挙あるで、皆さん地域で選管の人を選びなはれとか、皆こっち側に回ってきてる訳、今現在。そういうところもって理解して、地域の方々が、一生懸命やってる方々の頑張ってる姿をもっともっと理解してあげてほしいと、それだけです。総合区なんでなろうが、誰がなってもどうなっても一緒、皆さんを使わんとあかんねや。そうでしょ。だから、それをどのようにして皆さん方が納得して協力していただけますかというようなことをしっかりと考えていただきたい。それだけです、私の質問はね。はい、ごめんなさい。

(司会)

ありがとうございます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

日ごろから区政に関していろいろご協力いただいて、ありがとうございます。

地域振興の関係の仕事なんですけども、資料でいうと9ページのところになるんですけども、これは総合区なっても引き続き地域コミュニティをしっかりと守っていこうという考え方のもと地域自治区というのも設置してまいりますんで、地域自治区事務所で地域振興の関係、地域活動支援ということでお仕事はまた引き続きやらせていただきますし、八つの総合区役所の中でもそれら地域振興に係る仕事の企画調整という部分については、8総合区が区長のもとで責任持ってやらせていただくことになります。

以上です。

(司会)

それでは次の方。

それでしたら、こちら左のブロックの4列目の、もう一度手を挙げてもらえます。帽子をかぶっておられる方。はい。

(市民)

今までね、説明会、こんなに長い説明をじっとみんな黙って聞かせてもらって、みんななかなか分かりにくかったと思うんですよ。私は、63億円のコストと書いてはるけれど、これが行政区、総合区になった時に、一般の私らが受けるコストは全然考えてはれへん数字ですよ、そういう数字をもって63億円でできますという場合ではないと思うんです。

ほんで、身近な話で、区役所へ私は戸籍謄本をとりに行かせてもらったんですね。ほんだら職員さんがいっぱいいてるのに1時間ぐらいかかった訳ですよ。何でこんなに時間がかかるんですかといったら、ブルーのスタッフと書いてる職員さんがパート、非常勤さんなんですって、その人たちが戸籍謄本から住民票からみんなコンピューター打ってはるんですね。ほんだら、国の規則で戸籍謄本については本務の職員が目を通さないと出してはいけないという何か約束があるらしいんですね。私たちはそういうことは知らないんで、みんな黙って長いこと時間かかっても待ってる訳ですよ。ほんだら、今みたいに、総合区になって、すごくあれもやったげれる、これもやったげれる、今まで大変やったんがなくなりますよとさっき事務局の方がすごく説明してくださって、それやったらね、今の24区の中でもっとスムーズに事務が回るような手だてしてもらわなかったら、ただ8区になったらバラ色の世界が待ってるというような話何ぼ聞いても私はおかしいと思うんです。そんなんやったら、私は職員さんを減らして、きっと人件費減らすための、橋下市長の時にそうなんだと思うんですけど、そしたら本務の人が打って本務の人がチェックしてというシステムを何でとりはれへんのやろと。黙ってみんなが、私らおとなしい東住吉区民やから、わあっと文句言いに行きませんよ。私はたまたまあっちもこっちもいっぱい行かなあかんかったから、待たされたということで何でこんなに時間がかかんのかなと思うて、私は偉いさんにちょっとお聞きしたいんですというて聞いた訳ですよ。そしたら、たくさん職員いてはると思うたら、そのブルーの方は非常勤の方やったというのも分かって。ほんだら、この説明……

(司会)

今お話しただいてるのは、今の区で提供してる事務についてということですかね。

(市民)

はいはい。そやからね、総合区になってすごいバラ色の世界が待てるように今説明受けましたが、実際の行政はそこへ働いてる人らが機能せえへんかったらあかん訳ですよ。それを何か踏まえないで、何か8区にしたら今まででけへんかったことみんなやったるよという説明ではやっぱり不十分ではないかなと思って、意見申し上げました。

(司会)

ご意見ですね。ありがとうございます。

それでは、引き続きご質問のある方、手を……。じゃ真ん中の3列目の方。

(市民)

南田辺の〇〇といいます。質問の機会を与えてもうて、ありがとうございます。

そもそも特別区というのは、議員立法でやったやつの代案として公明党がこういう総合案を自治法で出してきた訳ですわ。やから僕はね、このままの24区、24区で総合案をやる、ほんで合区して総合案、ほんで都構想と四つ段階あるんですよ、ほんで二つとも削ってもうやってる訳ですよ、フェアやないと思うんですね。なぜこの状態をやるという意見を取り入れへんのかなと。それはね、手向さん言ってはったように、都市機能がどやこやと

言うてはるけども、かつて大阪、この時にものすごい経済発展した訳ですわ。ほいで、ほかの大都市かてそんなん言うてへん訳ですよ。大阪だけですよ、こんなん言うてんのは。ほんで、副首都なったら政府からものすごいお金やるというねやったら頑張ってやって税金ももろたらよろしいで。大阪勝手に言うてるだけですやん。東京が何も副首都なってくれなんて言うてませんやん。それで、東京と大阪、決定的に違うのは、東京はもう国際都市ですよ、国の。そんなんとどうこう言うて、昔、橋下さんが言ったけど、都になったらものすごいええようなことを言うてると。ほんで、きょう説明聞いた中でも、さっき女性の方が言うてはったけど、結構毛だらけ言うてる訳ですけども、デメリットもここ書かんとあかんですやん。総合区なったらこんなええことある、せやけどこんな悪いこともありまっせと言わんとあかんし、それで、先程から手向さん言うてはるように、何か松井さんもそやし橋下さんもそやったから、そりゃ今ね、風が吹いて通ってるけどね、これあかんかったらどないしまんの。大阪、今まで歴史があるのに、その2年や3年でですな、ちょっと風吹いて首長がかわったというだけで簡単にその対応するというのは、恐らく手向さんかてこれほんまにこれでええんかいなと思うてはると思うんですよ、絶対に。せやけど役人やから、そうなるから苦しい立場やと思いますよ。せやから、そういうとこ踏まえて、やっぱりもっとじっくりやらんとあかんのちゃうかなと。急ぎ過ぎですわ。

ほいで、こんな難しい問題を住民投票で投げて、おまえらが決めたからこれでやったんやないかというのは、政治家とかそんなんはいかにもあれですよ、無責任ですよ。その住民投票というのを世界で各国やってますけど、この州を合併するかそのぐらいの程度ですよ。こんな我々が分からんようなこと何ぼ言うてね、聞いてですな、それを住民投票せえというのは、ほんなむちゃくちゃな乱暴な話、恐らくないと思いますね。

以上です。

(司会)

すみません、ご意見ということで。はい、ありがとうございます。

それでは、こちら右のブロックの後ろから6列、はい、今手を挙げておられる方です。

(市民)

ぼちぼち時間が来たらね、この辺で質問しておかんと帰らされるなと思って質問するんですけども。私は今回の総合区の説明会、ずっとネットでビデオを全て見させていただきました。1回目は北区、11月の4日だったんですが、市長が出てきまして約5分足らず、総合区の説明会よろしくお願ひしますというて退出してますわ。その後のビデオ見ると市長はいつも出てけえへんのですよ。出てきてはんのは副首都局の手向さん、大阪府から来た人やな。別に手向てる訳でも何でもないんだけども。大阪府から来た人が出てきてですよ、大阪市のことを説明してくれてはるということは非常に違和感を感じますね。大阪市のことは分かったらへん訳やから。

今回、ほかの区にも私も行かせてもらいました。るる説明を聞くんですけども、この制度についてのことについてはほとんど質問ないですわ。第一分からんから。結局皆さん方が言ってるのは、大阪市を解体することはもってのほかだし、この前の住民投票で決まったことであると同時に、合区を前提とした今回の総合区についてはもってのほかやと、ま

ず合区ではなくて現在のままでやったらどうなんやと、また百歩譲って総合区にやるというのであれば24区のままでやったらどうなんやと、今もお話がありましたけども。そういったことを一つも説明もせず、あるいは検討もせず、我々はこう思うてますという、どっかの政党とどっかの政党の話し合いの上でできたようなことになってしまってるんですけども、そんなことで市民を巻き込まれちゃってですよ、で右往左往、これ何年やってるんですか、これ一体。しかも今回の総合区の説明の中には、総合区の下に特別区をつくる、協議会をつくる、これは現在の区を残しておかんことには住民の反対が多いから残しておこということなんですが、この特別区という名前は気に入らんね。あ、自治区ね。パレスチナ……

(司会)

ちょっと簡潔に取りまとめてもらえますか。

(市民)

うん。自治区ということは、自治がないところに自治を与えてるよというふうに見せかけてるだけのことじゃないですか。コソボ自治区にしてもパレスチナ自治区にしてもチベット自治区にしても、みんな。ええ、自治区はないんですよ、自治がないところに自治を与えてる。そんなことをやってるから、皆さん反対してるんです。だから、きょうお見えになっておられる方、ほとんどそうだと思いますよ。私も全てビデオ見させてもらいました。合区ありきの案は絶対に反対ですね。やめるべきです。

(司会)

それでは、申し訳ございませんが、時間が迫ってまいりましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思いますので、ご質問のある方、挙手の方をお願いいたします。

では、こちら手前のオレンジ色の方。

(市民)

どうも、〇〇と申しますが、推進局長さん、先程来、24区では住民サービス、行政、これ行き詰まってきました、もうこれ以上できませんというふうなお話しさんざんされてるんですけども、何が行き詰まってんのかさっぱり分かりません。これの説明がまずないこと。

それと、事務局の方からは、予算ですね、区長の。これ24区の場合82億ですか。で、総合区8区にしたら200、何ぼですか、26億円で増えます。これ算数の問題ですけど。24区から8区になったら、これ3倍になってますね、1区当たり。そうすると、82億円3倍したら幾らになります。226億円。少ないやん。増えてないやん。これおかしいと思います。このあたり説明してください。

(手向副首都推進局長)

すみません。2点いただいたと思いますので。

まず1点、24区で今やってるサービスのままであれば、例えば来年、再来年やるという

のはもちろん可能な話です。先程から申し上げてきたように、大阪の経済というのも落ち込んできて、それから人口も減少してきてる中で、やはりお金というのも限られた中でこれから有効に使っていかないと、そういう場合にどこでその使い道を決める方法をとっていかなければならないのかということ、これは別に私どもだけが言うてるんじゃないんですけども、できるだけ住民自治を拡充して市民に身近なところで決定権を与えるようにするというのが大都市制度の課題であるというのは、これは国の地方制度調査会というところでも言われてるような話でして、大阪ではその仕組みとしてまず橋下市長の時代にやったのが、今の24区長の権限、24区体制のもとで権限をできるだけ持っていき、あるいはランクも本庁局長の上司という位置づけにして、権限とお金を渡して身近なサービスをやるという仕組みをとったところですが、それはできることは今の状態がもう目いっぱいということなんです。だから、これで、もうこのままでいいんやという話、そういう考え方に立つのであれば確かに今のままでもいいんか分かりませんが、よりさらに限られたお金を有効に使う手段として、市民に身近なところでサービスの決定権を持った人が、持った区長のもとで物事を決めていくということをしよとすれば、24区の枠組みでするには、例えば先程も24区を総合区にしたらいんじゃないかというご意見もありましたけど、24区を総合区にしようと思えばやっぱりそこに人も配置しないと駄目ですので、とてもじゃないですけども今の大阪市の職員の中で回していけない。ある意味、やはり効率化とセットでやるということで8区という案をつくるところでございます。

予算の話はちょっと説明書きがなかったのが不十分なのか分かりませんが、これ24区全体のお金の話でして、ですから今、区の予算というのは24区全体で82億なんです。今度、総合区というのは、八つの総合区ができれば八つの総合区で226億ですので、使えるお金は、区長権限として、その部分だけ見れば約3倍になってるということです。だから1区当たりという意味じゃありません、これは、この20ページの資料はですね。これ大阪市全体の数字なんです。ほんで、その分のお金どこから出てきてんのかというのは、これは、今まで局の方で、局が握ってたお金をこういうふうに区長の方に渡すことによって、そこで物事を決めていっていただくという仕組みを導入しようとしてるところでございます。ですから当然、大阪市全体としてお金が増えてる訳でも何でもないんですけども、局で決めてたお金を総合区の方に持ってきてると、そういう結果がこういう数字にちょっと考え方としてあらわれてるというところでございます。

以上でございます。

(司会)

それでは、時間に限りがございますので申し訳ございません。ご質問は以上とさせていただきます。

説明会終了に当たりまして、お知らせを申し上げます。

本説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りしたアンケート、質問用紙は会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いたします。いただいたご質問等につきましては、後日、集約の上、ホームページに回答を掲載いたします。

なお、本日利用しました説明資料を受付に置いておりますので、ご近所で説明に利用されるなど、ご入用の方はぜひお持ち帰りください。

それでは、本日はこれもちまして説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。

お忘れ物のないように座席の周りをご確認の上、お気をつけてお帰りください。